

用途地域、高度地区、防火・準防火地域などの指定については都市計画課(16階)又はe-地図帳(堺市HP)で確認できます。



堺市e-地図帳

◆日影による中高層の建築物の高さの制限

用途地域		制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	別表第四(に)欄の号(種別)	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域	建ぺい率 40% 容積率 80%	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(1)	3時間	2時間
	建ぺい率 50% 容積率 100%			(2)	4時間	2.5時間
第二種低層住居専用地域						
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	容積率 200%	高さが10mを超える建築物	4m	(2)	4時間	2.5時間
	容積率 300%			(3)	5時間	3時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		高さが10mを超える建築物	4m	(2)	5時間	3時間
用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)		高さが10mを超える建築物	4m	(2)	4時間	2.5時間

※堺市では近隣商業地域、準工業地域には日影規制がありません。

(備考)この表において日影時間とは、冬至日の真太陽時の午前8時から午後4時までの間の日影